

けんちの苑すみだ川 指定居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人財団 竹栄会が開設する「けんちの苑すみだ川指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、その他の従事者（以下「介護支援専門員等という。」）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所でのサービスの提供に係わる以外の利用には原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る事とする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 けんちの苑すみだ川 指定居宅介護支援事業所
- 2 所 在 地 東京都荒川区南千住 3-8-11-1 階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員 介護支援専門員 2名 常勤職員 2名
(管理者と兼務 1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 3 介護支援専門員は一人当りの担当数、介護給付35件を上限とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時45分～午後5時45分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

事業実施地域 (東京都) 荒川区 (全域)
(東京都) 台東区 (一部) 日本堤・清川・橋場・
今戸・東浅草

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 1) 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は MDS－HC 方式等とし、利用者に最も適した方式を用いる。

- 2) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、最低1ヶ月に1回、(状態に変化が著しい場合を除く) 訪問等により利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及び、サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
 - 3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収することができるものとする。
事業所から、通常の事業の実施地域を越え 1km 毎に 70 円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受け

(その他運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を事業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止)

第9条 事業所は、虐待防止の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（年1回以上）するとともに、その結果について介護支援専門員に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施（年1回以上）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置（管理者）

(衛生管理)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（6か月に1回以上）するとともに、その結果について介護支援専門員に十分に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施（年1回以上）

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント対策)

第12条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための対策について、必要な措置を講じる。

(改廃の手続き)

第13条 この規定を改廃する場合は、評議員会の同意を得、理事会の承認を得て行うこととする。

附 則

- 1 この規定は、令和6年4月1日から施行する。